債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券　第一号イ及びロに掲げる事項

［四～三十三　略］

［２・３　略］

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十一条の二　［略］

２　令第一条の五の二第二項第一号ロ⑵及び第二号ロ⑵に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

一　［略］

二　次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

［イ・ロ　略］

ハ　当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条及び第十三条の五第二項第二号ハにおいて「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ニ　［略］

［３～５　略］

する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券　第一号イ及びロに掲げる事項

［四～三十三　同上］

［２・３　同上］

（特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十一条の二　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条及び第十三条の五第二項第二号ハにおいて「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ニ　［同上］

［３～５　同上］

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条　令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～七　略］

七の二　法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ　次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

(1)　［略］

(2)　株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に基づく買付け

［(i)～(iii)　略］

(iv)　信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないこと。

［ロ～ヘ　略］

［八～十七　略］

［２～11　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条　［同上］

［一～七　同上］

七の二　［同上］

イ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　［同上］

［(i)～(iii)　同上］

(iv)　信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこと。

［ロ～ヘ　同上］

［八～十七　同上］

［２～11　同上］

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用除外となる買付け等） **第二条の六**　令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発	（適用除外となる買付け等） **第二条の六**　［同上］ 一　株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発